



介護保険料の納入通知書は届きましたか？

今月は、介護保険料の納入通知書について、紹介します。

Q 1：先月、介護保険料の納入通知書が届きましたが、「保険料を納めてください」という内容の通知ですか？

A：

保険料を納めてくださいという内容の通知ではありません。今回の通知は平成18年度の介護保険料が決まりましたという内容の通知です。特別徴収（年金から天引き）の方や、金融機関での口座振替をしている方を除いて、納付書で直接納める方に関しては、納付書を納期ごとに発行します。年間6期に分けて納めていただく介護保険料の年額は、本人や世帯の課税状況に応じて決定されるため、昨年中の所得が確定する6月以降に介護保険料の年額は決定され、毎年9月に「介護保険料納入通知書」で年額の通知をします。



Q 2：年間の介護保険料があるのに、各納期の保険料額が均等にならないのはどうしてですか？

A：

各納期の保険料額が均等にならないのは、年間の介護保険料が決まる時期が遅いためです。**Q 1**の通り、介護保険料の基礎となる市町村民税の課税状況は前年中の所得を基にはじき出すため、前年中の所得が確定する6月までは、市町村民税の課税状況が決まらないためです。しかし、市町村民税の課税状況が決まり、年間の介護保険料が決まってから徴収することになれば、1期あたりの負担が大きくなってしまうため、年間の介護保険料が決まるまでも「仮の保険料」（前年度の第6期と同程度の金額）を設定して納めていただいております。年額の保険料が決まった後は、仮徴収期間で納めていない差し引き分を3期（10月・12月・2月）で納めていただくようにしています。